

## 「知的財産推進計画 2012」骨子に盛り込むべき事項（案） ～知的財産による競争力強化・国際標準化関連部分～

※これまでの議論や各方面からの意見を踏まえ、事務局で討議用として整理したものの。施策例は、あくまでも討議のための具体的イメージとして掲載。「知的財産推進計画 2012」骨子に盛り込むべき事項として、「知的財産推進計画 2011」に新たに追加又は深掘りすべきと考えられるものを取り上げている。

### 【情勢認識】

我が国製造業は、これまで垂直統合型のチーム力・組織力を最大限に発揮し、スリムで精緻なサプライチェーンを磨きあげることを通じて品質価格比で圧倒的な競争力を誇ってきたが、従来のやり方の修正を余儀なくされている。

家電や自動車分野を中心に、我が国企業は、同様の製品製造あるいはサービス提供において、より高品質・高性能のものを、より効果的・効率的かつ安定的に生産提供するという「改善」の競争に注力してきた。他方、欧米企業は、イノベーションを経済発展の原動力とするプロイノベーション政策の下、産業覇権を奪還し、画期的な産業モデル・ビジネスモデルや知財・標準マネジメントを駆使して、世界の産業を先導している。さらに、中国を始めとする新興国もグローバル化する経済の中、ビジネスイノベーションの新潮流に積極的に加わっている。

世界が国境を越えてシームレスにつながるグローバル・ネットワーク時代が到来して、グローバルにオープン化の度合いを増しつつ、従来以上の加速感でイノベーション競争が進展している。オープンイノベーションの進展に伴い、一部の分野を除いて多くの産業領域において、特許の数や質を中心とした従来の知財管理のみでは競争力に結びつけることは困難となっている。

このような変化に伴って、知財マネジメントの在り方も大きく変容・多様化し、従来のような研究開発成果の事後的な権利化にとどまらず、他社の市場参入の導入を前提とした知的財産の権利化、あえて権利化を行わないノウハウの秘匿化などを使い分け・組み合わせなどより高度で戦略的な取組が必要であり、特許・実用新案、意匠、商標、著作権、トレードシークレット、ノウハウはもとより国際標準やアンチトラストも含む全ての知財ツールを駆使する「多次的 (multi-dimensional)」な知財マネジメントが欠かせない。

そこで、グローバル・ネットワーク時代において、対応し、各国の「知財システム」の間の競争が激化する中で、我が国の「知財システム」が、世界に冠たるものであるよう競争力を高めていく。そして、国際標準化を含む総合的な知財マネジメントの実現により、我が国が世界に誇る技術力・デザイン力・ブランド力を最大限に発揮してイノベーションを創成し、我が国の国際競争力の強化につなげる。同時に、最先端の知財マネジメント人材を養成する場の形成や知財マネジメント戦略研究拠点の整備を含め、新たな時代に対応する知財人材を加速的に育成・確保する「知財人材育成プラン」を強力に実行する。

#### **（グローバル時代の知財システムを構築する。）**

グローバル・ネットワークの形成をめぐる競争が激しさを増す中で、企業は、グローバルにフラットであることと同時に、より予見性が高く、より安定した「知財システム」の構築を求めており、各国の「知財システム」の間の競争もまた激化している。

米国は、2011年に、これまで堅持してきた「先発主義」を改め、グローバル・スタンダードである「先願主義」に移行するという歴史的な決断を行った。中国における特許出願件数は、2010年には40万件に迫り我が国を追い抜き、2011年には米国を抜き世界第1位に躍り出た。そして、2015年には特許、実用新案及び意匠の出願を合計して200万件に引き上げることを目標に掲げている。欧州は、2011年に、EU特許制度の導入に向けて本格的な検討を開始した。韓国は、IPハブ構想を掲げ国際知財秩序の形成誘導に動き出すとともに、2011年には知識財産基本法を制定して国務総理を委員長とする国家知識財産委員会を新設し、任期付審査官の採用を開始している。

他方、近年、知的財産権の侵害の手法の高度化、デジタル技術の発展などにより、模倣品・海賊版による知的財産権の侵害が増大する中で、日本の提唱に端を発した、知的財産権の執行に関するより効果的な枠組みであるACTA（偽造品の取引の防止に関する協定（仮称））の発効に向けた協調の動きが進められている。

このような中で、我が国の国際競争力の強化に資するよう、我が国の「知財システム」の整備を一層図りながら、各国との競争と協調の中でグローバル知財システムの構築を一層リードすることが必要である。

#### **（総合的な知財マネジメントを活用しイノベーションを創成する。）**

世界では、多くの産業分野において、産業構造が変化し、ビジネスモデルの変容と多様化が進展している。

欧米の勝ち組企業は、例えば、イノベーションを経済発展の原動力とするプロイノベーション政策の下、製品・サービスを展開する上での基幹部品・ソフトなどプラットフォーム部分を押さえた上で、周辺領域を開放し、新興国などの多くの企業に、製造や汎用部品の供給を競わせ、製品全体のコストを削減し、グローバルに普及を進めるといった、画期的な産業モデル・ビジネスモデルや知財・標準マネジメントを駆使して、世界の産業を先導している。

他方、我が国企業は、高い技術力を有し、製品開発はもとより市場開拓や国際標準化を主導し、初期段階では圧倒的な市場シェアを確保しながら、少なからぬ分野で、グローバル市場での大量普及ステージになると市場撤退への道を余儀なくされている。

イノベーションモデル自体の変容と多様化が加速する中で、従来型の知財の創造、保護・権利化、活用で構成される「技術起点型サイクルモデル」を踏まえながらも、同時に、この流れとは逆回りに、事業戦略を出発点として、そのような戦略の実行を可能とする製品やサービスの設計、知財群を巧みに使いこなす知財マネジメントによる競争力のデザイン、さらにそうした知財資源の調達（自ら知財を創造するのか、他社からライセンスを受けるかなど）から構成される「事業起点型サイクルモデル」に基づく戦略を重点化し併用することが重要となっている。

すなわち、技術起点のテクノロジードリブンのみならず、事業起点の事業デザインドリブンの競争戦略への重点化が求められているのである。

このような観点から、我が国の大学の世界最先端の「知」や大企業さらに中小・ベンチャー企業の優れた技術力、デザイン力、ブランド力を産業競争力につなげていくには、従来のような研究開発成果の事後的な権利化のみならず、戦略的な国際標準化の先行的な取組を始め、テクノロジー・デザイン・ブランドの複合的な保護・活用、ライセンスの他社の市場参入の誘導を前提とした知財の権利化、さらにあえて権利化を行わないノウハウ秘匿などを使い分け・組み合わせる、より高度で総合的・戦略的な知財マネジメントを駆使しイノベーションを創成する必要がある。

**（知財人財を育成し確保する。）**

産業構造やイノベーションモデルが変容・多様化したことにより、産業モデル・ビジネスモデルやそれを支える知財マネジメント自体が変容・多様化した現下の状況においては、求められる知財人財も必然的に変容せざるを得ない。

我が国における従来の主として国内の知的財産権の取得・維持・管理に直接的に関わる「知財専門人財」の育成と併せて、イノベーション戦略に基づきグローバルにイノベーションを創成し、国際競争力の強化に資するような形で、事業戦略に巧みに適切かつ先行的・実践的に知財を活用できる「知財活用人財(知財マネジメント人財)」にまで、その育成の重点を広げなければならない。

また、今後、企業の製造・調達拠点や販売拠点の海外進出に伴い、知財部門のグローバル展開が一層加速する。グローバルマーケットの形成に伴い、知財マネジメントは、グローバルビジネスを前提としたものとなるため、知財機能は、多拠点分散・協調型に移行する動きが避けられない。このため、知財人財は、従来の国内人財を海外でも通用するようにする「国際化」育成による「国際知財人財」から、国内外にこだわらずグローバルに育成・確保され世界で活躍できる人財「グローバル知財人財」が不可欠である。

## **第1. グローバル時代の知財システムを構築する。**

### **1. 国際的な知財システムの構築に向けた議論の推進**

**【施策例】**(注：以下、「短期」とは1～2年、「中期」とは3～4年で実施する事項である。)

(特許制度の国際調和のリード)

- ・特許制度調和の議論のベースを提供するため、我が国のリードにより、五大特許庁会合の枠組みを活用して、制度・運用の国際比較を行い、その分析結果を活用しつつ、特許制度調和の議論をリードする。(短期・中期)

(国際的な予備審査の推進)

- ・アジア諸国をはじめとする外国発の国際特許出願について、我が国が国際調査を管轄する国の拡大を推進する。これらの国や国内からの英語による国際特許出願に対し、英語での国際的な予備審査を推進する。(短期・中期)

#### **(特許審査ハイウェイの新興国への拡大)**

- ・特許審査ハイウェイ (PPH) を、アジアをはじめとする新興国に更に拡大する。(短期・中期)

#### **(国際審査官協議の推進)**

- ・欧州、米国との制度、審査実務及び特許分類の調和を進めるため、欧米を始めとした特許庁に審査官を派遣し、中長期滞在する審査官協議を実施する。(短期・中期)

#### **(意匠の国際登録に関するヘーグ協定加入に向けた取組の推進)**

- ・我が国企業が海外において意匠権を取得する際の手続・コスト負担を軽減するため、意匠の国際登録に関するヘーグ協定の加入に向けた検討の結果を踏まえ、国内制度の利便性向上の検討を含めた同協定加入に向けた取組を推進する。(短期・中期)

#### **(商標の保護対象の拡大に向けた検討の加速)**

- ・音や動きを含む新たな商標への保護対象拡大についての検討結果を踏まえて、適切な法的措置の在り方について成案を得る。(短期)
- ・需要者に提供される商品や役務の品質などを証明する標識を保護するための商標制度の在り方について検討を行う。(短期)

#### **(知財制度の整備・運用改善の働きかけの強化)**

- ・二国間・複数国間の交渉の機会を活用し、相手国の知財制度の整備・運用の改善を促し、産業界の要望を踏まえた知的財産の保護が達成されるよう働きかけを強化する。(短期・中期)

#### **(途上国及び新興国の知的財産環境整備)**

- ・グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国・新

興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、人財育成を含む適切な支援を実施する。(短期・中期)

## 2. 我が国の知財システムの利便性（適時性・安定性）の向上

### 【施策例】

(英語による特許審査を含むグローバル化に対応する特許審査体制の強化)

- ・ 増加する英語による国際特許出願、国際水準の品質管理、ユーザーニーズに応じた審査タイミングでの審査結果の提供を始めグローバル化に対応する特許審査体制の強化を図る。(短期・中期)

(企業の知財戦略に対応するタイムリーな権利保護)

- ・ 標準化や市場動向を視野に入れた企業の経営戦略及び知財戦略を支援するため、企業ニーズに応じたタイムリーな特許権の設定を可能とする仕組みについて、諸外国の状況やユーザーニーズを踏まえた検討を行い、結論を得る。(短期)

(特許権の安定性の向上)

- ・ 中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率の急速な高まりや、審査順番待ち期間の短縮により公開前に審査される特許出願が増加することを始めとした国内外の情勢を踏まえて、特許権の安定性を向上させる方策の検討を行い、結論を得る。(短期・中期)

グローバル時代における我が国のイノベーション環境整備の観点から、以下の論点をいかに考えるべきか。

- ・ 昨年9月の米国の特許法改正の動向
- ・ 職務発明制度を始めとした知財管理の在り方

## 第2. 総合的な知財マネジメントを活用しイノベーションを創成する。

## 1. テクノロジー、デザイン、ブランドの関連領域の強化

### 【施策例】

#### (世界最高水準の知財戦略の研究の推進)

- ・我が国の技術力・デザイン力・ブランド力を最大限に発揮してイノベーションを創成するため、国内外の情報の収集・分析及び人的ネットワークの形成を図りつつ、日本の国際競争力強化の観点から事業戦略に資する知財マネジメントを研究・分析する場を整備し、企業の事業戦略の構築に貢献するため、研究成果を展開する。(短期・中期)

#### (技術とデザインによる製品の付加価値向上)

- ・地域中小企業に対して、デザイン活用を知財マネジメントの側面から支援し、地域中小企業の製品の付加価値を向上する取組を推進する。(短期・中期)

#### (デザイン産学連携)

- ・美術・デザイン系大学の知財マネジメント体制を整備するために、高度な知見を備える広域大学アドバイザーの派遣を進める。(短期・中期)

#### (デザイン・意匠活用の普及)

- ・デザイン戦略と融合した知財活用の促進を図るため、先進的なデザイン・意匠の活用事例をまとめ、普及する。(短期・中期)

#### (営業秘密に対する意識向上)

- ・関係団体と連携し、技術者に対して、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知することにより、営業秘密に対する技術者の意識向上を図る。(短期)

## 2. 産学連携の強化

### 【施策例】

**(大学知財本部・TLO機能の最適配置)**

- ・産学連携活動の効果や効率性の適切な評価指標の本格的な運用を開始するとともに、大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について検討を促進し、結論を得る。(短期・中期)

**(大学の研究成果の事業化につなげる取組の促進)**

- ・ライフサイエンス分野での先行事例を参考に、大学及び公的研究機関の特許をパッケージ化し、公的投資機関の支援を通じて大学の知的財産を活用する仕組みを促進する。(短期・中期)

**(効率的な研究活動への枠組みの推進)**

- ・研究資金の調達や知財マネジメントなど研究開発を総合的に支援する人財（リサーチ・アドミニストレーター）を、研究開発支援の専門職として位置づけ、定着に向けた支援を促進する。(短期)

### **3. 中小・ベンチャー企業の知財活動の強化**

**【施策例】**

**(多段階選抜方式のSBIRの推進)**

- ・先端的なベンチャーを育成し、科学技術の成果を事業化につなげる仕組みである多段階選抜方式のSBIR（Small Business Innovation Research）において、新たにフィージビリティスタディの運用を支援する措置を講じるとともに、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。(短期)

**(中小企業の総合的支援体制の充実)**

- ・知財総合支援窓口を中核として、商工会・商工会議所、金融機関、大学技術移転協議会などと連携して、中小企業の総合



的な支援体制を充実する。(短期・中期)

#### **(中小企業の総合的支援の強化)**

- ・ 知財総合支援窓口において、弁理士や弁護士などの専門家、海外展開支援に資する海外知財プロデューサーの活用を通して、中小企業のニーズに応じ、グローバル展開のためのアドバイスを行うなど、中小企業の総合的知財マネジメントのサポートを強化する。(短期)

#### **(特許出願に不慣れな中小企業に対する支援の促進)**

- ・ 知財総合支援窓口において、特許出願に不慣れな中小企業のために弁理士費用の予見可能性を高める出願支援策（「知財コンダクター支援」）を促進する。(短期)

#### **(中小企業のグローバル展開支援の推進)**

- ・ グローバル展開が盛んになる中で、中小企業が新興国に事業展開する上で現地の知財情報が不可欠となる。このため、海外展開に必要な知財関連情報を集積したデータバンクを構築・活用し、知財総合支援窓口・海外知財プロデューサーと連携して情報を提供・共有する。中小企業にとって負担が大きい外国出願、翻訳、海外調査、侵害に係る支援を充実する。(短期)

#### **(営業秘密に対する意識向上)【再掲】**

- ・ 関係団体と連携し、技術者に対して、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知することにより、営業秘密に対する技術者の意識向上を図る。(短期)

#### **(中小企業の知的財産に対する研修機会の促進)**

- ・ 新興国の産業財産権制度や模倣対策セミナーなどの充実を図り、中小企業のグローバル展開、販路拡大に向けた取組を強化する。(短期)
- ・ 中小企業経営層、金融機関、税理士・中小企業診断士などに対する知財啓発に向けて、知的財産権の制度の概要や実務上必要な諸制度についての説明会を実施する。(短期)

## 4. 戦略的な国際標準化活動の実行強化のための環境整備

### 【施策例】

#### (7分野における国際標準化戦略の実行)

- ・改訂された国際標準化戦略を実行するとともに、各特定戦略分野における国際標準化活動の自律的展開に向け、進捗・効果を継続的に確認する。また、新たな特定戦略分野の選定を検討する。(短期・中期)
- ・国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民で責任体制を明確化しつつ、適切にフォローアップするとともに、情報発信や人的関係の構築を進め、可能な限り、議長や幹事といった中心的な役割を担えることを目指す。関係府省は、必要な支援策を講ずるとともに、高度の専門的な知識・経験を有する職員を育成・活用する。(短期・中期)

#### (新たな国際標準化提案制度の構築)

- ・我が国から迅速な国際標準化提案を行うことを可能にする、新たな国際標準化提案制度を構築する。(短期)

#### (国際標準化活動に関する財政支援)

- ・国際的な標準化機関での標準化活動への参画を促進するための財政的支援について、民間の活動状況も踏まえ、強化する。(短期・中期)

#### (先進技術に関する認証スキームの構築支援)

- ・生活支援ロボットやLED照明を始めとした先進技術に関する実効的な認証体制の迅速な構築に向け、認証機関や試験機関の参画を通じて、これら機関の技能の向上を促すとともに、高度な専門性が必要な場合には、知見を有する公的研究機関による支援を含む適切な施策を講ずる。(短期・中期)

#### (中小・ベンチャー企業の戦略的な国際標準化に関する取組の支援)

- ・中小・ベンチャー企業の国際展開に資するため、国際標準化活動への参画や国際標準への適合に向けた取組に対する支援

体制について検討し、結論を得る。(短期)

### **第3. 知財人財を育成し確保する。**

#### **1. 知財マネジメント人財の育成**

##### **(1) 事業戦略的な知財マネジメント人財を養成するための場の形成**

###### **【施策例】**

(事業戦略的な知財マネジメント人財養成カリキュラムの提供)

- ・ 海外の講師の招へいも視野に入れた国際競争力の強化に貢献するハイレベルな知財人財の育成・確保に向けたコース(例、グローバルな知財マネジメント・エグゼクティブコース)を設置するよう促す。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

##### **(2) 知財マネジメント戦略に関する研究の推進**

###### **【施策例】**

(知財マネジメント戦略研究拠点の整備)

- ・ 国内外情報の収集・分析及び人的ネットワークの形成を図りつつ、日本の国際競争力強化の観点から事業戦略に資する知財マネジメントを研究・分析する場の整備を進める。その研究・分析過程を通して、優れた事業戦略性を有する知財人財を養成する。(短期・中期)(経済産業省)

(事業戦略的な知財マネジメントの研究・分析結果の利用促進)

- ・ 知財マネジメント戦略研究拠点において研究・分析された情報を、広く共有し各種研修内容に反映させるよう促す。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

##### **(3) 中小・ベンチャー企業における知財人財の育成・確保**

###### **【施策例】**

### **(知財総合支援窓口・ビジネス支援図書館を活用した知財人財育成)**

- ・知財総合支援窓口における相談対応を通じた知財人財の育成とともに、ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館が、必要に応じて知財総合支援窓口の協力も得つつ、知的財産の活用に資する情報提供や相談を通じて、地域の中小企業における知財人財の育成に貢献することを奨励する。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

### **(知財人財育成のための検定制度の活用)**

- ・知的財産管理技能検定において、中小・ベンチャー企業の知的財産管理が可能な人財の育成に留意したものとなるよう試験実施機関における検討を促していく。(短期・中期) (厚生労働省)

## **2. グローバル知財人財の育成**

### **(1) グローバル・ネットワーク時代に対応するための審査体制の構築**

#### **ア. グローバル・ネットワーク時代に対応する体制の構築**

##### **【施策例】**

#### **(多言語時代における人財育成)**

- ・国際的に通用する安定した権利の設定、国際的な制度・運用・分類の調和、アジアを始めとした新興国の知財システム整備、我が国企業の国際展開の支援のため、英語を中心とした多言語に対応できる能力を備えた人財の育成を図る。(短期・中期) (経済産業省)

#### **(先進国を含めた海外の知財制度を深く理解する人財の育成)**

- ・海外の知財情報を収集・分析し、国際的な制度・運用・分類の調和の推進や、企業の海外展開の支援のため、先進国やアジアなど新興国の知的財産法を始めとする経済法、知的財産制度の運用に詳しい人財を育成する。(短期・中期) (経済産業省)

#### **(国際議論をリードする人財の育成・配置)**

- ・我が国に利益となる国際的な制度構築のため、手続面及び実体

面での国際的議論をリードする人財を育成・配置する。(短期・中期) (経済産業省)

**(新興国の知財システムの整備を支援する人財の育成・確保)**

- ・アジアを始めとした新興国に適切な知財システムの整備を実現するために、新興国の知財制度や機械化状況に詳しい人財を育成・確保する。(短期・中期) (経済産業省)

**イ. 審査・審判の品質を向上する体制の整備**

**【施策例】**

**(審査品質の管理を行う人財の育成・確保)**

- ・グローバル出願が増加する中、主要国の特許庁は審査の品質の向上とそのための品質管理に注力してきており、品質管理のための体制も整備されている。一方、我が国における審査の品質管理への対応は、十分でなく諸外国に比べ遅れている。今後、日本特許庁においても国際的に通用する安定した権利の設定を行うために、品質管理体制の強化を図るとともに、国際水準での品質管理を担う人財の確保、育成を行う。(短期・中期) (経済産業省)

**(法律的専門性の高い審査官、事務官の育成)**

- ・国際的に通用する安定した権利設定を行うことができるよう、関係法令や判例に精通した法律的専門性の高い審査官、事務官を育成する。(短期・中期) (経済産業省)

**(審理の質を維持・向上するための審判官の法律的専門性の向上)**

- ・知財紛争解決に密接に関連する当事者系審判において、審理手続も含め審理の質を維持・向上させるため、口頭審理の一層の充実を促進するとともに、法曹人財を活用した審判官の研修を拡充し、法律的専門性の向上を図る。(短期・中期) (経済産業省)

**(事業起点型の知財戦略に資する特許審査官の育成)**

- ・日本企業の国際競争力を高めていくためには、企業の核となる

事業についてパテントポートフォリオの構築に向け、ユーザーが望む特許網を適時に権利化していくことが必要である。そのために、法令や技術の知識を有するだけでなく、ビジネスの視点から強い特許を考えることができる、ビジネスの素養を持った特許審査官の育成を図る。(短期・中期)(経済産業省)

#### **(技術対応幅の広い特許審査官(審判官)の育成)**

- ・近年の技術開発や技術の革新的な進歩に伴い、技術の複合化が進んできている中、国際的に通用する安定した権利設定をするため、一人の特許審査官(審判官)がカバーする技術範囲をより広げるようにするなど、特許審査官(審判官)の技術知識を更に拡充し、技術対応幅の広い特許審査官(審判官)を育成する。(短期・中期)(経済産業省)

#### **(任期付審査官の知見や能力の活用)**

- ・変化する国際情勢や企業の知財戦略に対応し、日本の国際競争力を高めるため、2014年以降も、庁内外において任期付審査官の知見や能力を最大限活用する。(短期・中期)(経済産業省)

### **(2)グローバル競争時代の企業の事業活動に資する専門家の育成・確保**

#### **【施策例】**

#### **(グローバル競争時代の企業へのサービスの拡充に向けた弁理士の活動機会の拡大)**

- ・グローバル化に対応できる弁理士を育成するため、例えば、海外知的財産に関する業務への参画を含め、海外の制度・運用に関する知見を深めるための場の充実を図る。(短期・中期)(経済産業省)
- ・中堅・中小・ベンチャー企業の事業活動に貢献できる弁理士を育成するため、例えば、知財総合支援窓口の関連業務への参画を進め、知財マネジメント能力などを含めた幅広い能力向上に向けた場の充実を図る。(短期・中期)(経済産業省)

### **3. 知財人財の裾野の拡充**

## **(1) 知財教育の充実**

### **【施策例】**

#### **(各分野の産業に係る政府職員に対する知財教育)**

- ・各分野の産業に係る政府職員を主な対象として、関係府省の協力を得ながら、国際標準化戦略も含めた知的財産戦略についての研修を実施する。(短期・中期) (内閣官房)

#### **(教員に対する知財教育研修の充実)**

- ・都道府県教育委員会などに対し、教員に新学習指導要領に沿った知的財産の取扱い方を適切に修得させるために、教員研修などにおいて知的財産に関する内容を扱うよう促す。併せて、教員が知的財産の取扱い方を適切に修得することができるよう、都道府県教育委員会などに対し教員研修への講師派遣を始めとした協力を行う。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

#### **(学校・地域における知財教育の推進)**

- ・地域の住民や子供たちを対象とした科学技術の教育・普及啓発活動の一環として知的財産を取り扱うことを支援するため、これらの活動に対する弁理士を始めとした知財人財の派遣を促進する。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

## **4. 知財人財育成プラン推進体制の整備**

### **(1) グローバル・ネットワーク時代の知財人財育成推進に向けた体制の整備**

#### **【施策例】**

#### **(研修機能の強化)**

- 知財人財育成に関する協議会に対し、国際標準や知的財産マネジメントに関するセミナーの定期的な開催、参加者及びテーマの充実を促す。(短期・中期) (内閣官房、文部科学省、経済産業省)

#### **(政策提言機能の充実)**

知財人財育成に関する協議会に対し、知財マネジメント人財育成を検討するため、参画機関・委員の拡充を促す。(短期・中期) (内閣官房、文部科学省、経済産業省)